

災害時における飲料水の供給に関する協定書

南部町（以下「甲」という。）と永伸商事株式会社（以下「乙」という。）とは、甲の区域内において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）をいう。以下同じ。）において乙が甲に対し行う物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、乙が、甲に対し、必要な物資を迅速かつ円滑に供給するために必要な事項を定めるものとする。

（物資の供給）

第2条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、乙に対し、次条に定める物資の供給を要請することができる。

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、可能な範囲内において、甲に対し、当該物資の供給を行うものとする。

（供給する物資）

第3条 前条第1項の規定により甲が乙に供給を要請することができる物資は、乙が保有する飲料水とする。

（要請の方法）

第4条 第2条第1項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、文書で要請する時間的余裕がないときは、電話等により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第5条 乙は、第2条第1項の規定による要請を受けたときは、当該要請のあった物資を甲に供給することができるかどうかを確認し、その結果を甲に通知するものとする。

2 乙は、前項の規定による確認の結果、同項の物資を乙に供給することができるときは、当該物資を供給するために必要な措置を行うとともに、その措置の状況を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 この協定に基づく物資の供給に要する費用（物資を甲に引き渡すために運搬を行った場合は、当該運搬に要する費用を含む。）の額は、甲の負担とする。

2 前項に規定する費用は、災害時の直前における適正な価格を基準として、甲、乙協議して決定するものとする。

（物資の運搬及び引渡し）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとする。

2 前項の引渡場所までの物資の運搬及び物資の運搬に係る車両、人員等は、その都度、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

3 甲は、第1項の引渡場所に職員を派遣し、次項に定める事項を確認の上、物資を引き取るものとする。

4 乙は、物資の引渡しの際、次に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

(1) 引渡しの日時及び場所

(2) 引き渡した物資の数量

（費用の支払）

第8条 甲は、乙から第6条第1項の費用に係る支払の請求があったときは、速やかに、その内容を確認し、当該請求に係る額の費用を乙に支払うものとする。

（連絡責任者）

第9条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を定め、その職及び氏名を相手方に報告するものとする。連絡責任者を変更したときも、同様とする。

（車両の通行に対する支援）

第10条 甲は、甲が供給を要請した物資を乙が運搬する際に使用する車両について、優先的に通行することができるように支援するものとする。

（免責事項）

第11条 乙は、災害が広域に発生した等の理由により、甲以外の複数の地方公共団体から物資の供給の要請を受けた場合には、第2条第1項の規定により要請を受けた物資の数量にかかわらず、自らの裁量により甲に供給する物資の数量を決定することができるものとする。

乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第2条第1項の規定による要請に応じないことができるものとする。この場合において、乙は、この協定の履行に関し、一切の責任を負わないものとする。

(1) 物資の供給に従事する者の安全を確保することが困難な場合

(2) 物資の在庫が不足している場合

(3) 物資を運搬する手段を確保することができない場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、やむを得ない事情により物資の供給が困難な場合

（有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の30日前までに、甲、乙いずれも何らの意思表示を行わないときは、この協定は、1年を単位として更新するものとし、以後この例による。

2 甲及び乙は、相手方に対し、この協定を終了しようとする日の30日前までに書面で通知を行うことにより、この協定を終了することができるものとする。

（疑義等の決定）

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じた事項については、甲、乙協議の上、定めるものとする。

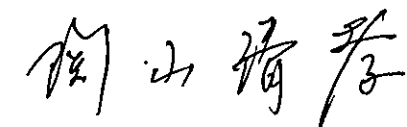
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名の上、各自その1通を保有する。

令和8年4月24日

甲 鳥取県西伯郡南部町法勝寺377番地1

南部町

町長



乙 鳥取県米子市泉706番地473

永伸商事株式会社

代表取締役社長

